

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	軽自動車税(種別割)に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

文京区総務部税務課は、軽自動車税(種別割)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

文京区長

公表日

令和5年9月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税(種別割)に関する事務
②事務の概要	<p>軽自動車税(種別割)は、賦課期日(4月1日)時点で軽自動車等の定置場を当該市町村内に有する所有者に対して課税を行うものである。軽自動車等(軽自動車、原動機付自動車等)を購入または譲り受けるなどした場合や、譲渡や盗難などにより所有しなくなった場合に申告が行われる。その際、車両の種類に応じて申告先が異なり、三輪・四輪の軽自動車に関しては軽自動車検査協会へ、二輪の小型自動車・二輪の軽自動車に関しては陸運事務所へ申告が行われ、原動機付自転車・小型特殊自動車に関するもののみ当該市町村に対して申告が行われる。</p> <p>なお、生活保護法により扶助を受ける場合などは減免申請書を当該市町村にて受け付け、必要に応じて減免を行う。</p> <p>・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。</p> <p>①課税対象者情報の準備。(地方税法第443条、第444条、第463条の16) ②納税者の軽自動車の登録・抹消情報を受領する。(地方税法第463条の19) ③納税者に対し、納税通知書(税額決定通知書)と納付書を送付する。 ④納税者から減免申請書を受領する。(地方税法第463条の23、文京区特別区税条例第46条、第46条の2) ⑤減免申請の対象者であるか他課へ情報照会を行う。 ⑥納税者に対し、減免通知書と納付書を送付する。</p>
③システムの名称	1. 軽自動車税システム 2. 収納管理システム 3. 滞納管理システム 4. 団体内総合宛名(中間サーバコネクタ)システム 5. 中間サーバプラットフォーム 6. 宛名管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 軽自動車税(種別割)情報ファイル 2. 収納情報ファイル 3. 滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条および別表第1第16項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第8号 同法別表第2第27項 番号法別表第二の主務省令で定める事務および情報を定める命令 第20条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部 税務課
②所属長の役職名	総務部税務課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号112-8555 東京都文京区春日1-16-21 文京区役所 総務部税務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	「7・請求先」と同じ

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満	
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]
<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月11日	5. 評価実施機関における担当部署-②所属長	税務課長 志賀 美知代	税務課長 小池 陽子	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる提出
平成29年7月11日	IIしきい値判断項目-1. 対象人数、2. 取扱者数-いつ時点の計数か	平成27年1月4日時点	平成29年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる提出
平成30年9月13日	IIしきい値判断項目-1. 対象人数、2. 取扱者数-いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる提出
令和2年2月10日	IIしきい値判断項目-1. 対象人数、2. 取扱者数-いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価書の再実施による提出
令和2年7月31日	表紙-評価書名	軽自動車税に関する事務	軽自動車税(種別割)に関する事務	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出
令和2年7月31日	表紙-個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	軽自動車税	軽自動車税(種別割)	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出
令和2年7月31日	1. 特定個人ファイルを取り扱う事務-①事務の名称	軽自動車税に関する事務	軽自動車税(種別割)に関する事務	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出
令和2年7月31日	1. 特定個人ファイルを取り扱う事務-②事務の概要	軽自動車税	軽自動車税(種別割)	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出
令和2年7月31日	1. 特定個人ファイルを取り扱う事務-②事務の概要-引用法令	(地方税法第442条の2、第445条)(地方税法第447条)(地方税法第454条、文京区特別区税条例第46条)	(地方税法第443条、第444条、第463条の16)(地方税法第463条の19)(地方税法第463条の23、文京区特別区税条例第46条、第46条の2)	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出
令和2年7月31日	2. 特定個人情報ファイル名	軽自動車税情報ファイル	軽自動車税(種別割)情報ファイル	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出
令和2年7月31日	IIしきい値判断項目-1. 対象人数-評価対象の事務の対象人数は何人か	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出
令和2年7月31日	IIしきい値判断項目-1. 対象人数、2. 取扱者数-いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出
令和3年8月6日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠-引用法令	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出
令和3年8月6日	IIしきい値判断項目-1. 対象人数、2. 取扱者数-いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出
令和4年7月25日	IIしきい値判断項目-1. 対象人数、2. 取扱者数-いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出
令和5年9月20日	IIしきい値判断項目-1. 対象人数、1. 対象人数-いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出
令和5年9月20日	IIしきい値判断項目-1. 対象人数、2. 取扱者数-いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる再提出